

令和 7 年度

事業計画

社会福祉法人 愛幸会

1. 基本方針

要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力をできるだけ生かしながら、人としての尊厳を保持する。倫理、法、などに照らして、入居者の思いを尊重した介護・看護のサービスを提供します。そのための安全管理に配慮するものとする。

さらに安心・安全な施設となるよう、技術・知識・資質の向上を目指します。

また、地域に貢献できる施設として、地域交流事業や幼・小学校との福祉協力事業・防災活動などにも積極的に参加し、社会福祉法人としての使命を果たしていく。

以上を令和5年度優楽荘の基本方針とする。

①施設サービス（入居定員 50 名・29 名）

ケアプランを作成するに当たり、本人・家族の思い希望を尊重し、同意を得たうえで、質の高い看護・介護サービスの提供に努め、優しく楽しくを合言葉に誠意をもって対応してまいります。

入居者及びご家族関係者の皆様に、優楽荘に入って良かったと、心から思っていたいただける様な施設となる様、ご家族のご協力をいただきながら、医師・管理栄養士・看護師・介護士等施設関係者一同が心をつなげて、入居者の笑顔の絶えない、高い看護・介護サービスに努めてまいります。

☆ユニット型特別養護老人ホームの運営

ユニット型は、1 ユニット 10 人が共同生活室を中心に、職員も含め家庭のような雰囲気の施設です。

ユニット内では、ご飯の炊ける香りを楽しんだり、盛り付けを一緒にしたりすることで、家庭の延長となる様、工夫しています。

できるだけ入居者の思いを大切に、ゆったりとした時を、安心して過ごしていただける様、サービスを提供しています。

◇食事と食中毒対策

食事は直営とし、食材は地産地消を原則として、常に新鮮で安心な食材を調達し、安全と衛生に心がけ、健康の維持増進のための食事作りに努めます。

入居者が一番楽しみにしている食事を、入居者の嗜好に合ったメニューを作成し「あぁー美味しかった」と満足の笑顔がこぼれる様な、食事風景となる様努めます。又、個々人に合った食事形態を提供しています。

さらに、毎月給食委員会を開催し、食事の提供方法や食中毒防止方法を協議するとともに、通年を通じ食中毒には細心の注意を払い、調理関係者は毎月検便を実施するなどし、全職員に対しても注意喚起を行っている。

◇入浴

入居者には、入浴日及び希望入浴日を定め、全ユニット5ヶ所に有るユニットバス、又は、1階の特殊浴場で、週2回以上の入浴を行い、心身の健康と衛生管理に努めてまいります。併せて、脱衣所に看護師を配置して、状態観察し、異常の早期発見に努めています。入浴できない時は、清拭で対応しています。

◇排泄

入居者の個々の状態に応じた排泄ケアを行うが、個人の尊厳を尊重し、プライバシーには、こまかな配慮を行うものとする。残存機能を生かし、入居者の望むケアをできるだけ継続していく。

◇徘徊

徘徊の現象のみにとらわれず、入居者の思いに寄り添ったケアを目指します。入居者が安心できる、居場所づくりのため、ユニットの特性を生かしたケアサービスを提供していきます。

◇身体拘束廃止の推進

身体拘束が入居者の心身に与える影響が大きいため、身体拘束廃止のため、定期的に身体拘束廃止委員会を開催し、職員の意識の啓蒙を図るとともに、廃止にむけて取り組みをする。

生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合の三つの要件を満たした場合のみ、本人や家族に対し、十分な説明をし、理解を得る。

やむを得ず、身体拘束した場合も常に観察をし、できるだけ早い時期に解除できるよう努力・工夫していく。

◇離床の促進

入居者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むための生活環境を整え、行事やレクリエーションへの参加を促し、入居者同士の交流が日常的に出来る様、援助する等離床の促進に努める。

◇嘱託医による医療の実施と薬の投与

嘱託医が週1回以上施設内診療を実施し、入居者の診察・治療を行う。また、嘱託医

の指示のもと、看護師が入居者の健康管理に当たるとともに、看護体制の充実を図る。更に、看護師は痰吸引及び胃ろうの注入等の医療行為を安全に実施するための体制を作る。加えて、他の専門医、精神科、皮膚科、眼科の往診及び通院も必要に応じて、実施する。歯科については、1ヶ月2回の歯科医師の指導により、口腔ケアを行う。また口腔機能維持のための施設全体のケアプランを作成し、向上につなげていきます。薬については、各医師の処方箋により、調剤薬局より調達しているが、服薬事故のないようマニュアルを作成し、安全管理を徹底します。

◇機能回復訓練（リハビリテーション）の実施

機能回復が期待される入居者に対し、機能訓練指導員（看護師）が、機能回復日常生活動作訓練を、継続的に実施する。

◇褥瘡対策

褥瘡予防のため体位交換や、状態観察をして早期発見に努める。発生した場合は介護・看護職等が連携し、早期治癒を目指す。そのために月1回の委員会で検討する。

◇感染症対策

高齢者施設では感染が広がりやすい状況にあるため、被害を最小限にすることが求められる。そのために平常時の対策と発生時の対策を図る必要がある。3か月に1回の委員会と年2回の研修により職員の知識と意識の向上を図る。またマニュアルを遵守し実践していくことで、感染予防につなげていく。

◇事故防止対策

ユニットケアの特性を生かし、見守りを強化することにより、事故防止につなげる。職員の意識向上のため毎月の委員会と年3回の研修を行う。起きてしまった事故は、事故報告書により、再発防止を検討する。事故につながりそうな事例については、ヒヤリハットにより、事故を未然に防いでいく。さらに安心・安全な施設となるよう、職員の資質、設備の向上をめざしていく。

◇優先入居

優先入居は、優先入居マニュアルに基づき、優先入居審査委員会（幹部会）において、公平に審査を行い、優先入居度を総合的に判定し、入居順番を決定する。又、選考の透明性と公平性を保つため、その協議内容の記録を保管し、必要に応じて関係機関に公表する。

②実習生の受入れ

介護技術の習得を目的とした実習及び介護専門職員養成学校並びに福祉系の大学生等の実技研修を、入居者の日常生活及び職員の日常業務に支障のない範囲で受入れる。

併せて、中学生及び高校生の体験学習のための、受入れ要請があれば積極的に応えて参ります。

③地域との交流

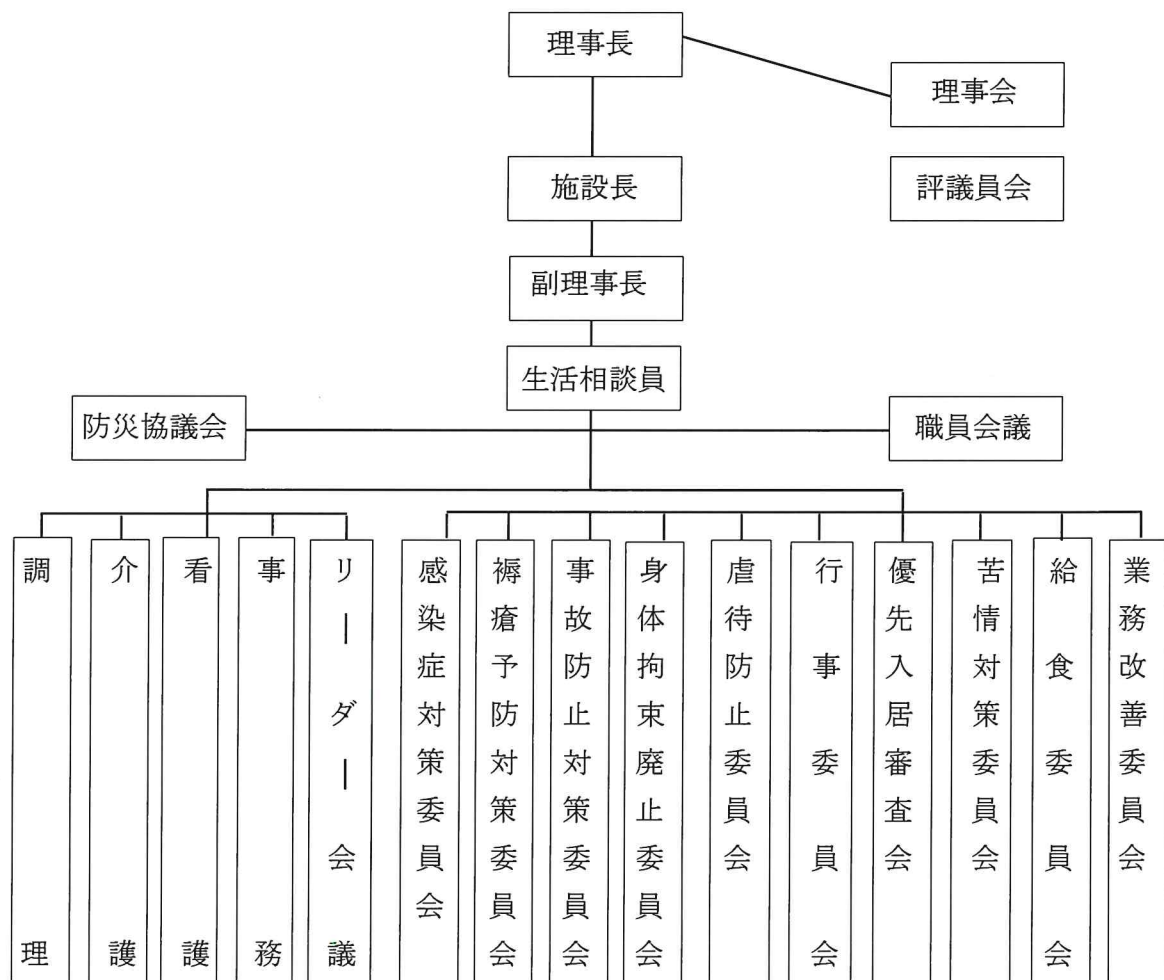
地域住民や各種ボランティア団体等の訪問・奉仕等により、地域の方々との交流を拡大強化し、施設に対する地域住民の理解と認識を高める様、あらゆる機会をとらえて推進する。又、受入れに対しては、職員一同感謝の心を持って対応する。

④情報化の推進

処遇ソフトを導入し、事務の効率化を図る。

2. 優楽荘運営組織

組織図



専門委員の活動

- | | |
|------------|--|
| ①感染症対策委員会 | ⇔ 感染症に対するマニュアルに基づき、予防啓発対策についての体制を整え、且つ、職員の意識高揚を図る。 |
| ②褥瘡予防対策委員会 | ⇔ 入居者の褥瘡発生予防対策及び発生後の治療に向けての対策を検討する。 |
| ③事故防止対策委員会 | ⇔ 施設内の危機管理体制を確立するため協議する。又、看護・介護の連携の下、痰吸引及び胃ろうの注入手法等の事故防止のための検討を行う。 |
| ④身体拘束防止委員会 | ⇔ 身体拘束をしない方策を検討する。 |

- ⑤虐待防止委員会 ⇔ 虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努める。
- 1.行 事 委 員 会 ⇔ 施設全体で行なう行事について計画し、実施につなげる。
- 2.優先入居審査委員会 ⇔ 入居申込者について、香川県の評価基準に基づいて「優先入居評価調書」を作成し、入居順位を決定する。
- 3.苦 情 対 策 委 員 会 ⇔ 入居者・御家族からの苦情・要望に対し、適切に対応するため話し合いをする。
- 4.給 食 委 員 会 ⇔ 入居者と関係職員が献立内容、行事食等の給食全般について協議する。
- 5.業 務 改 善 委 員 会 ⇔ 不適切や無駄な業務を見直し、より良いサービスが提供できる様、効率化を図る。

3. 各種会議

①施設内会議

- ・リーター会議（毎月1回…施設長、生活相談員、看護師、ユニットリーダー）
- ・申し送り（毎日15：50～…生活相談員、看護師、介護職員、管理栄養士）
- ・カンファレンス会議（1人につき6ヵ月に1回…施設長、支援専門員、看護師、介護職員、管理栄養士、家族）
- ・優先入居審査会（毎月1回および必要時…施設長、生活相談員、看護師、介護職員）

専門委員会

- 1.感染症対策委員会（3ヶ月に1回、研修は年2回）
- 2.褥瘡予防対策委員会（毎月1回及び必要時）
- 3.事故防止対策委員会（毎月1回、研修は年3回）
- 4.身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回及び必要時）
- 5.虐待防止委員会（2ヶ月に1回及び必要時）
- ①給 食 委 員 会（毎月1回及び必要時）
- ②業 務 改 善 委 員 会（毎月1回及び必要時）
- ③苦 情 対 策 委 員 会（必要時）
- ④行 事 委 員 会（必要時）

4. 職員研修

①施設内研修

- ・ 職員の資質向上・介護技術の向上を図るため、施設内研修を実施する。

②施設外研修

- ・ 関係機関の研修会に積極的に参加し、受講者による伝達研修を行う。
- ・ 四国老人福祉施設職員研究大会
- ・ 四国老人福祉施設施設長研修会
- ・ 全国老人福祉施設研究会議
- ・ 全国老人福祉施設大会
- ・ 香川県老人福祉施設協議会・かがわ健康福祉機構研修部等の研修（随時）
- ・ 先進施設視察研修
- ・ 外部施設研修（随時）
- ・ 新任職員研修
- ◆介護福祉士・介護支援専門員等の資格取得のための支援を行う。
- ◆施設外研修は、委員会ごとに研修項目を検討し実施する。

5. 防災計画

当施設の防災計画に基づき地震・火災・水害の災害を想定して、避難、誘導、搬出、初期消火、通報連絡及び非常招集等、総合訓練を実施し、防火に対し万全を図る。なお、災害種別毎に具体的な対応を、明確にした行動マニュアルを作成するとともに、職員・入居者へ周知徹底を図る。

○総合訓練（年2回）

通報連絡及び緊急連絡網による非常招集訓練、入居者の非常誘導搬出訓練、消火器体験訓練、屋内消火栓による消火訓練、又、通報連絡及び非常招集訓練では、緊急連絡網により危機管理の強化を図る。

6. 特別養護老人ホーム優楽荘

日課表

	日 課		
	入居者日課	看護職日課	介護職日課
午前 6	起床 洗面 着替え		体位交換 着替え介助 洗面介助
7		胃瘻準備注入 服薬介助	看護日誌申送り簿記録 離床介助 配膳 食事介助 口腔ケア介助
8	朝食	バイタルチェック (血圧、計温、便チェック)	食事介助 おむつ交換 体位交換 排泄介助
9	体操	処置巡回	申送り 居室の掃除
10		入浴介助 入浴時視診 処置巡回	入浴介助 体位交換 ポータブルトイレの掃除
11		胃瘻注入	離床介助 個別処遇
12	昼食	服薬介助	配膳 昼食介助 体位交換 口腔ケア介助
午後 1			
2		入浴介助 入浴時視診	おむつ交換 排泄介助 体位交換 入浴介助
3	おやつ 体操	入浴介助 入浴時視診	各種行事 おやつ介助 各種会議 入浴介助
4			おむつ交換 体位交換 ケース記録 排泄介助
5		胃瘻注入 便チェック確認	ポータブルトイレの洗浄 離床介助
6	夕食 洗面		配膳 食事介助 口腔ケア介助
7		服薬介助	着替え介助 排泄介助
8			巡回・人員確認 おむつ交換
9	消灯		介護日誌記録 体位交換
10			巡回
11			体位交換
午前 0			巡回 おむつ交換 排泄介助
1			体位交換
2			巡回
3			排泄介助 体位交換
4			巡回
5			

週間予定表

曜日	生活	医療 訓練 他	会 議
月	特浴 普通浴	レクリエーション(午後)	感染症対策委員会 (3 か月毎)
火	特浴 普通浴	レクリエーション(午後) 訪問歯科	
水	普通浴	レクリエーション(午後)	優先入居検討会 (第1) リーダー会・業務改善 (第1) 給食・褥瘡対策委員会 (第2) 口腔・身体拘束廃止 (第3) 事故防止対策委員会 (第4)
木	特浴 普通浴	ホームドクター回診(午後)	
金	特浴 普通浴	レクリエーション(午後)	カンファレンス
土			
日	カラオケ(午後)		

年間行事予定表

月	行 事	内 容	その他
4	花見 誕生会	少人数で桜の名所の散策・ドライブ 共同生活室	
5	藤の花見 誕生会	藤の名所散策 共同生活室	
6	あじさいの花見 誕生会 カフェ	栗井神社のアジサイ見物 共同生活室 お茶・スイーツを楽しんでもらう	防火訓練
7	七夕祭り 誕生会	短冊に思いを書いて笹につるす 共同生活室	職員健康診断
8	夏祭り 誕生会	各ユニットで夏祭りの雰囲気を感じてもら 共同生活室	
9	敬老会 ドライブ 誕生会	イベントを楽しみ、長寿を祝う 少人数で景色の良い所を散策 共同生活室	
10	祭り見物 誕生会 カフェ	獅子舞や太鼓台を見物し、祭りの気分を 味わう 共同生活室 お茶・スイーツを楽しんでもらう	
11	ミニ運動会 誕生会	ユニット対抗で競技する 共同生活室	
12	クリスマス会 誕生会	ケーキとプレゼントでクリスマスの雰 気を楽しんでもらう 共同生活室	インフルエンザ 予防接種 防火訓練
1	初詣 新年会 誕生会	近くの神社へ参詣し、1年の無事を祈る 新年を共に祝う 共同生活室	職員健康診断 (夜勤者)
2	節分 誕生会 カフェ	豆まき 共同生活室 お茶・スイーツを楽しんでもらう	
3	ひな祭り 誕生会 カフェ	ひな人形を飾りお祝いする 共同生活室 お茶・スイーツを楽しんでもらう	

